

基幹システム(20業務)以外のシステム共同化について

【担当省庁】総務省、デジタル庁

王寺町における取組

(現状・課題)

王寺町では令和3年度末に基幹業務システムの契約が満了し、併せて導入機器のサポートも終了となることから更新を行った。このシステムは住民情報を管理するものであり、不具合は住民サービスに直接影響することから確実に更新を進めていく必要がある。このように約5年に一度のシステム更新のたびに、調達に係る労力・費用負担が発生しており、全国の多くの自治体で同様の課題を抱えている。

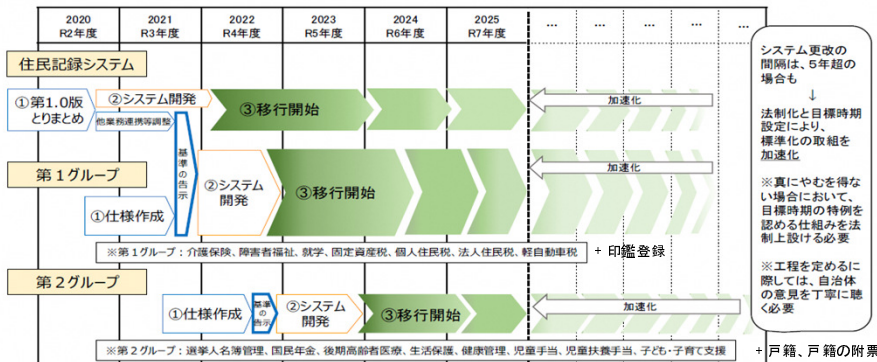
これらの課題を解消するために、総務省において令和7年度までの移行を目指した基幹業務システム(20業務)の開発に向けて現在、標準仕様を作成されているところである。しかしながら20業務以外の基幹業務システム(福祉医療など)や内部管理事務システム(財務会計、人事給与、文書管理など)については、これまでと同様に自治体ごとに調達・運用の必要がある。

(以下「総務省自治体行政局行政経営支援室 令和2年10月13日 事務連絡」より)

自治体における標準準拠システムへの移行までの工程

9/25マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤性改善WG総務省提出資料

- ① 標準仕様作成(関係府省)
  - 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日 閣議決定)等で定められたスケジュールに沿って、関係府省において標準仕様を作成。
  - 住民記録システムについて、総務省・自治体・事業者からなる検討会にて標準仕様書【第1.0版】を取りまとめ(令和2年9月11日公表)。他業務の標準仕様との連携等の観点から、随時見直しを図る。
- ② 標準準拠システム開発(事業者)
  - 事業者は、標準仕様等に沿って、標準準拠システムを開発。
- ③ 標準準拠システム移行(自治体)
  - \*自治体は、システムの更新時期等も踏まえつつ、移行期間内に標準準拠システムに移行。



地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令及び同令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令の概要

**趣旨**  
地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。)第2条第1項の規定に基づき、標準化対象事務(情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務)を定める。

**概要**

○標準化対象事務は、累次の閣議決定において標準化の対象業務とされてきた17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録の3業務を加え、以下の20業務とする。  
 ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

○政令においては抽象的な事務・業務分野を示しつつ、対象事務の詳細は命令に委任することとする。  
 なお、命令で定める対象事務の詳細については、標準仕様書の策定期間に応じて以下のとおり規定する。  
 (1) 令和3年度までに標準仕様書を作成済の事務(③、⑤、⑦、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑭)  
 標準仕様書において対象事務が具体的に特定されていることから、命令においては、当該事務の根拠条文を引用して規定する。  
 (2) 令和4年夏までに標準仕様書を作成する事務(①、②、④、⑥、⑪、⑮、⑯、⑰、⑱、⑳)  
 今後公表される予定の標準仕様書において対象事務が具体的に特定されることから、今般定める命令においては、政令と同様に抽象的な事務・業務分野を規定する。

○施行期日：公布の日から施行する。  
 ただし、⑦から⑩に関して規定した地方税に関する事項(森林環境税の賦課徴収に関する事務に係る部分に限る。)については、令和6年1月1日から施行する。

国にお願いすること

20業務以外の基幹業務システムや内部管理事務システムについても共同化を進めることにより事務効率化やコスト削減が見込めるため、ガバメントクラウドを活用した共同利用の促進につながる支援策をお願いする。

【担当部署】 王寺町DX推進室